

| No                         | 質問   | 掲載日      | 回答  |
|----------------------------|--|----------|---|
| <b>A. 交換商品の登録全般について</b>    |  |          |   |
| A-1                        | 交換商品事業者に登録するにはどのような手続きが必要ですか？  | 2019.4.9 | 次世代住宅ポイントのHPより、アカウント発行を行い登録手続きを行います。WEB登録のみとなり、郵送での登録は受付していません。詳しい登録方法については、「交換商品事業者 登録マニュアル」を参照してください。<br><br><次世代住宅ポイントホームページ><br>交換商品の提供を希望する方へ<br><a href="https://www.jisedai-points.jp/exchange/">https://www.jisedai-points.jp/exchange/</a> |
| A-2                        | 今後の交換商品事業者についてのスケジュールを教えてください。   | 2019.4.9 | 以下を予定しています。<br>ただし、スケジュールは変更になる場合があります。<br><br><令和元年（2019年）><br>6月3日 登録事業者・商品情報の公開開始（予定）<br>10月上旬 交換申込受付開始（予定）<br><br><令和2年（2020年）><br>3月末日 交換商品事業者の登録申請期限（予定）<br>6月末日 商品交換期限（予定）   |
| A-3                        | 交換商品について、過去のポイント制度と今回の次世代住宅ポイント制度の違いはありますか。                                      | 2019.4.9 | 商品券や即時交換（追加的に実施する工事費への充当）、寄附が対象外になりました。<br><br>本事業は、住宅の取得やリフォームをきっかけに早くかつ広い経済波及効果が期待されています。追加投資が見込めない即時交換や商品券等への商品交換については対象外としています。   |
| A-4                        | 過去のポイント事業に事業者として登録していました。過去のポイント事業で登録したデータを流用してもらうことはできませんか。                     | 2019.4.9 | 事務局では過去の事業のデータについては把握しておりません。<br>本事業の要件に従って、新規登録を行ってください。   |
| A-5                        | 申請書類をFAXや郵送で送りたいのですが可能ですか。   | 2019.4.9 | FAXでは受け付けておりません。次世代住宅ポイントのHPから交換商品事業者ポータルアカウントを取得し、交換商品事業者ポータルで必要事項を入力します。交換商品事業者ポータルにおいて交換商品事業者登録申請書の出力が可能になりますので指定の送付先へ郵送してください。<br>詳細は「登録マニュアル」を参照してください。  |
| <b>B. 募集要項、ガイドライン等について</b> |  |          |   |
| B-1                        | 商工会等が交換商品事業者として登録することは可能ですか。   | 2019.4.9 | 日本国内において法人登記がされており、その他の要件を満たすのであれば登録することができます。<br>詳細は募集要項を参照してください。   |
| B-2                        | 次世代住宅ポイントのポイント発行対象製品を取り扱うメーカーですが、交換商品事業者として登録することはできませんか。                        | 2019.4.9 | 募集要項の定める要件を満たすのであれば問題ありません。<br>ただし、ポイント発行対象製品を、交換商品事業者として登録することはできません。募集要項等を必ず確認してください。   |
| B-3                        | 海外での通信販売の実績があるのですが、登録することはできますか。   | 2019.4.9 | 日本国内で通信販売の実績を有することが必要です。  |
| B-4                        | 1法人で複数のネットショップを出店し通信販売を行っています。いくつかのアカウントを登録できますか。                                | 2019.4.9 | 1法人につき1アカウント、商品数は200商品まで登録することができます。自社内で調整し登録してください。<br>なお、登録商品数は今後拡充する場合があります。   |
| B-5                        | インターネット環境がないと参加できませんか。   | 2019.4.9 | 交換商品事業者ポータルを通じて交換業務の多くを行います。そのため、ポータルを利用する上で、事務局が推奨するシステム環境の設置および安定して接続可能なインターネット回線を整備することが必要です。  |
| B-6                        | 小規模事業者のため、複数の担当をつけることができませんが、交換商品事業者として登録することはできますか。                             | 2019.4.9 | 各担当者業務を兼務して頂くことは可能ですが、緊急時等を想定して複数名での体制を検討してください。  |
| B-7                        | 交換商品事業者の登録は、6つのうちいずれか1つの商品カテゴリを選択して登録しなければなりませんか。複数の商品カテゴリにまたがって商品登録することはできませんか。 | 2019.4.9 | 交換商品事業者に登録された者は、複数のカテゴリの商品を登録・提供することができます。  |

| No   | 質 問   | 掲載日      | 回 答   |
|------|---|----------|---|
| B-8  | 複数の政策テーマに該当すると考えられる商品がありますが、どの政策テーマで登録すればいいですか。                       | 2019.4.9 | 応募する商品が交換商品の要件を満たす事について、自社の責任で判断し登録してください。ただし、事務局が不適切と判断した場合、交換申込みの受付停止や商品の削除などの対応を行います。悪質と認められる場合は、納品依頼データの取消や支払い済代金の返金を求めるなどの対応を行います。         |
| B-9  | 交換商品の登録は必ず3商品を登録しなければいけませんか。  | 2019.4.9 | 最低でも3商品の提供をお願いいたします。  |
| B-10 | 交換商品のポイント数に規定はありますか。  | 2019.4.9 | 500～60万ポイント（送料含む）の範囲で、100ポイント単位で設定してください。   |
| B-11 | 自社のwebサイトと商品の価格を合わせたいので、100ポイント刻みでの商品設定ができません。                        | 2019.4.9 | 100ポイント単位で設定ができない商品は、本事業の対象となりません。登録商品から外してください。  |
| B-12 | 提供を予定している商品がありますが、交換商品に該当するか調べてもらえますか。                                | 2019.4.9 | 個別のお問い合わせに対して回答しかねます。募集要項等を確認の上、自社の責任で判断し登録してください。ただし、事務局が不適切と判断した場合、交換申込みの受付停止や商品の削除などの対応を行います。悪質と認められる場合は、納品依頼データの取消や支払い済代金の返金を求めるなどの対応を行います。 |
| B-13 | 発送先ごとに送料を定めることはできますか。   | 2019.4.9 | できません。全国一律発送可能なポイント数を設定してください。  |
| B-14 | 送料は着払いでも良いでしょうか。  | 2019.4.9 | 認められません。送料・手数料等を含めたポイント数を設定してください。  |
| B-15 | 手数料や送料は事務局で負担していただけますか。   | 2019.4.9 | 負担いたしません。送料・手数料等を含めたポイント数を設定してください。   |
| B-16 | 複数の商品をまとめた詰め合わせ商品を、交換商品として登録することはできますか。                               | 2019.4.9 | 全ての商品が、交換商品の政策テーマおよび募集要件を満たしていれば対象となります。商品詳細欄などで詰め合わせの内容の全てを記載し公表するとともに全ての商品の政策テーマ適合についても公表していただきます。詳細は、運用マニュアルを参照してください。                       |
| B-17 | いわゆる頒布会商品のような、商品設定はできますか。   | 2019.4.9 | できません。  |
| B-18 | 自社配送は可能ですか。   | 2019.4.9 | 交換商品の発送には、申請者および事務局が配送状況を追跡することができるサービスを利用する必要があります。伝票番号等を元に、配送状況が追跡できる仕組みを提供しているようであれば、認められます。   |
| B-19 | ポストへの投函や宅配BOX、玄関前に届ける置き（いわゆる置配）等の配送は認められますか。                          | 2019.4.9 | 交換商品の発送には、申請者および事務局が配送状況を追跡することができるサービスを利用する必要がありますので、その仕組みが備わっているサービスであれば、交換商品事業者の責任において認められます。不着の問い合わせなどについては、交換商品事業者の責任において対応してください。         |
| B-20 | 申請者に対し、本事業とは関係がない自社のカタログやメールマガジンを送ってもいいですか。                           | 2019.4.9 | 本事業での交換業務以外の理由（DMやメルマガの発送等）で、申請者の個人情報を利用することは禁止されています。個人情報の取り扱いについて申請者とトラブルとなる可能性があります。   |
| B-21 | 会社独自の商品購入ポイントサービスがあるのですが、申請者に案内をしてもいいですか。また、自社のサービスサイトへの勧誘を行ってもいいですか。 | 2019.4.9 | 本事業での交換業務以外の理由（DMやメルマガの発送等）で、申請者の個人情報を利用することは禁止されています。個人情報の取り扱いについて申請者とトラブルとなる可能性があります。   |

| No                               | 質問   | 掲載日       | 回答  |
|----------------------------------|--|-----------|---|
| B-22                             | 申請者から商品の受領から5日以内に、納品した商品についての指摘があった場合、納品完了日はいつになりますか？                | 2019.4.22 | 納品した商品に指摘を受けた場合、申請者と協議を行ってください。協議の結果、申請者が商品の受領を納得した日が納品完了日になります。（商品の交換のため再送を行った場合、申請者が当該商品の受領から6日目までが納品完了日になります。ただし、当該商品について申請者から受領の意思確認がとれた場合は、6日以前であっても、その日を納品完了日とすることができます。）<br>※期日の数え方はNo. B-24を確認のこと |
| B-23                             | 申請者から商品の受領から5日を過ぎて、納品した商品についての指摘があった場合、納品完了日はいつになりますか？               | 2019.4.22 | ガイドラインにおいて、申請者は、受領した交換商品に問題がある場合、受領から5日以内に交換商品事業者へ連絡するものとされています。5日を過ぎて連絡があった場合でも、商品の受領から6日目が納品完了日とすることができます。ただし、申請者からの申し出については、自社が定める保証ルールに照らして適切な対応を行ってください。<br>※期日の数え方はNo. B-24を確認のこと                   |
| B-24                             | ガイドラインに記載されている「営業日以内」「日以内」は初日を含みますか？（例えば、納品依頼日から3営業日以内は納品依頼日当日を含むか？） | 2019.4.22 | ガイドラインに記載される全ての日付で初日を含みません。（例：月曜日に納品依頼がされた場合、火曜日から数えて3日目の木曜日が受付通知の期限）   |
| B-25                             | これから通信販売を開始したいが交換事業者に応募できますか？  | 2019.4.22 | 事務局は応募時の情報で審査を行うため、現時点ではできません。本事業の交換商品事業者の応募には、通販事業の実績が必要です。今後、事業の開始を検討する事業者は、応募期間（2020.3.31まで）に交換商品事業者の要件である消費者向けの通信販売の実績（販売ページや問い合わせ窓口の設置など）を満たしてから、応募してください。   |
| B-26                             | 事業者向けの販売（卸など）は、事業者要件の通販実績に該当するか？                                     | 2019.4.22 | 該当しません。本事業は、概ね個人に向けて商品を提供するものです。応募期間（2020.3.31まで）に交換商品事業者の要件である消費者向けの通信販売の実績（販売ページや問い合わせ窓口の設置など）を満たしてから、応募してください。   |
| B-27                             | 事業者向けにFAXや電話で受注を行っているが、Web経由の受注を行っていない。事業者要件の通販実績に該当するか？             | 2019.4.22 | 該当しません。本事業は、概ね個人に向けて商品を発送するものです。応募期間（2020.3.31まで）に交換商品事業者の要件である消費者向けの通信販売の実績（販売ページや問い合わせ窓口の設置など）を満たしてから、応募してください。   |
| <b>C. 交換商品事業者ポータルアカウント発行について</b> |  |           |   |
| C-1                              | アカウントIDとは何ですか。   | 2019.4.9  | 交換商品事業者登録のアカウント発行依頼を行った後、登録されたメールアドレス宛に確認のメールで自動返信されたタイミングで決定されるもので、変更することができません。<br>※アカウントIDは、「アルファベット大文字+4桁の数字+@koukan.jisedai-points.jp」で構成されます。   |
| C-2                              | 事業者コードとは何ですか。  | 2019.4.9  | 本事業では、交換商品事業者ごとに個別の「事業者コード」をシステム上でランダムに自動付番しています。事業者コードは、交換商品事業者登録のアカウント発行依頼を行った後、登録されたメールアドレス宛に確認のメールで自動返信されたタイミングで決定されるもので、変更することができません。<br>※事業者コードは、「アルファベット大文字+4桁の数字（アカウントIDの@前部分）」で構成されます。           |
| C-3                              | 法人番号の欄には何を入力すればよいですか。マイナンバーのことですか。                                   | 2019.4.9  | 法人登記に記載の数字12桁からなる「会社法人等番号」のことです。マイナンバー（13桁）ではありません。   |

| No                                 | 質問  | 掲載日      | 回答  |
|------------------------------------|---|----------|---|
| C-4                                | アカウント発行依頼のメールが届きません。  | 2019.4.9 | <p>メールが届かない場合は以下の理由が考えられます。</p> <p>【送信に時間を要する場合があります】<br/>送信まで時間（1～2時間程度）がかかる場合があります。ただし、19:00～08:59に実施されたアカウント発行依頼は、翌朝9:00より順次メールが配信されます。アカウント発行依頼が集中した場合には、平日は翌日対応、週末は週明けに順次対応となる場合がございます。</p> <p>【ご登録のメールアドレスに誤りがある】<br/>入力いただいたメールアドレスに誤りがないかご確認ください。</p> <p>【迷惑メールとして扱われている】<br/>ご利用のメール設定等により、迷惑メールのフォルダへ自動的に移動される場合がございます。迷惑メールのフォルダに振り分けられていないかご確認ください。</p> |
| C-5                                | アカウントIDがわからなくなりました。   | 2019.4.9 | <p>アカウント発行時に登録されたメールアドレス（ポータル上は、「担当者①」のメールアドレス）宛にお送りしたメール本文に記載されています。</p> <p>※メールを紛失された場合は事務局までご相談ください。</p>   |
| C-6                                | パスワードがわからなくなりました。   | 2019.4.9 | <p>ポータルログイン画面でパスワード再設定ができます。再発行にあたっては、アカウントIDと登録メールアドレスの情報が必要です。</p>  |
| C-7                                | パスワードの再発行メールにあるURLをクリックしたのですが、「期限切れ」と表示されました。どうしたらいいのでしょうか。 | 2019.4.9 | <p>再発行のURLは、発行後24時間以内にアクセスする必要があります。再度、パスワード再発行手続きを交換商品事業者ポータルのログイン画面にて行ってください。</p>   |
| <b>D. 交換商品事業者ポータルおよびその登録情報について</b> |   |          |   |
| D-1                                | 交換商品事業者ポータルに初回ログインができません。                                   | 2019.4.9 | <p>入力内容に誤りがある可能性があります。メール本文からログイン情報（ID、パスワード）を“コピー＆ペースト”すると間違いを防止しやすくなります。</p>  |
| D-2                                | アップロードする法人登記は、登記情報サービスのデータでもよいですか。                          | 2019.4.9 | <p>認められません。法務局で取得した法人登記の画像データをアップロードしてください。</p>   |
| D-3                                | 口座が確認できる書類とはなんですか。  | 2019.4.9 | <p><b>口座番号、口座名義人カナ</b>がわかるものをご用意ください。</p> <p>通帳が発行されている口座の場合は、通帳の表紙裏面にこれらの情報が記載されていることが多いです。また、web口座などの場合も、上記の情報がわかる何かしらの書類（画面データなど）を添付してください。</p> <p>これらの情報は、事務局で口座情報の照合を行う際に利用しますので、添付していただいた情報で上記の情報が判別できない場合は、事務局より個別でご連絡させていただく場合があります。</p>  |
| D-4                                | 取引口座はインターネット銀行でも大丈夫ですか。                                     | 2019.4.9 | <p>問題ありません。<br/>口座が確認できる書類として、インターネット銀行の画面イメージなど、<b>口座番号、口座名義人カナ</b>がわかるものを添付してください。</p>  |
| D-5                                | ゆうちょ銀行の口座を指定したいのですが。  | 2019.4.9 | <p>ゆうちょ銀行の口座も指定することができます。<br/>ゆうちょ銀行の情報入力には特定の表記がございますので以下を参照して情報登録してください。</p> <p><a href="https://www.jp-bank.japanpost.jp/kojin/sokin/koza/kj_sk_kz_furikomi_ksk.html">https://www.jp-bank.japanpost.jp/kojin/sokin/koza/kj_sk_kz_furikomi_ksk.html</a></p>   |
| D-6                                | 経理事務代行を依頼している会社があります。その会社の口座情報を登録することはできますか。                | 2019.4.9 | <p>認められません。本事業のポイント費用は、国庫補助金から振り込まれるものであるため、必ず事業者として登録された事業者の口座情報を登録してください。</p>   |
| D-7                                | 交換商品事業者登録申請書が到着したのか調べて欲しいのですが。                              | 2019.4.9 | <p>到着確認にはお答えできません。<br/>自身で確認できる方法で郵送してください。</p>   |

| No                       | 質問  | 掲載日             | 回答   |
|--------------------------|---|-----------------|--|
| <b>E. 交換商品の登録と運用について</b> |   |                 |  |
| E-1                      | 交換商品として家電製品に提供するにあたり、家電リサイクル法の回収義務はあるか？                                 | 2019.4.22       | 事務局から管轄省庁に確認した結果、本制度の事務局および交換事業者は、家電リサイクル法における「小売業者」に該当しない可能性が高く、回収の義務はないと回答を得ております。<br><br>一方で法的な解釈が示されたわけではありませんので、申請者から希望があった場合、自社のルールに基づき追加の費用も含めた対応を行ってください。  |
| E-2                      | 取付工事が必要な商品を登録したいのですが、工事費用を含まずに登録してよいですか。<br>(更新前：No. 22)                | 2019.4.22<br>改定 | 付随して工事費が必要となる商品は、以下のいずれかの方法で提供することができます。<br>① 全国一律で工事費の場合<br>工事費を含めたポイント数を設定できます。<br>ただし、工事費は商品本体の価格を下回ることとします。<br>② 地域や設置状況により工事費が変わる場合<br>商品代金のみポイント数を設定できます。<br>なお、登録にあたっては、商品説明に「工事費別」と明記し、「目安となる工事費」を必ず記載してください。<br>(工事事業者の指定がある場合も必ず明記してください。) |
| E-3                      | 取付工事が必要な商品を取り扱っていますが、全国で取付工事を対応できないので配送地域を限定することは可能ですか。<br>(更新前：No. 23) | 2019.4.9        | 配送地域を限定することは認められません。全国の申請者からの交換申込みに対応していただく必要があります。ただし、交換商品事業者の責任において取付工事会社に個別で依頼することは可能です。<br>詳細は運用マニュアルを参照してください。  |
| E-4                      | 共通除外要件に「本制度のポイント発行対象製品」とあるが、事務局に登録されていない製品の登録は可能か？(例えば、対象製品ではない宅配ボックス)  | 2019.4.22       | 事務局に対象製品として登録されているかに関わらず、ポイント発行対象の製品群は交換商品として登録できません。<br>(例：内窓、(固定式)宅配ボックス、(取り付け工事を伴う)手すり等)  |
| <b>F. 交換商品カタログについて</b>   |   |                 |  |
| F-1                      | 交換商品カタログはどこに設置されますか。  | 2019.4.9        | 全国のポイント発行申請窓口等に設置する他、ホームページに公開する予定です。  |
| F-2                      | 交換商品カタログへの掲載応募の方法を教えてください。  | 2019.4.9        | 登録マニュアルおよび運用マニュアルにてご確認ください。<br>なお、事務局では受け付けたことを通知しません。予めご了承ください。   |
| F-3                      | カタログ掲載商品は、事業者登録時に行う3商品以外は認められませんか。                                      | 2019.4.9        | 追加登録される交換商品でも可能です。   |
| F-4                      | 募集状況が掲載商品数の上限に近づいた場合、連絡が欲しいのですが。  | 2019.4.9        | 個別での連絡はいたしません。   |
| F-5                      | 第3巻まで発行を予定しているようですが、1巻ごとに3商品の掲載を応募できますか。                                | 2019.4.9        | 全ての巻を通じて、交換商品事業者ごとに3商品までの応募となります。合計9商品を掲載できるわけではありません。   |